

# 登記事務の停止について

宮城県の施行に係る田尻中央地区土地改良事業について、土地改良法第54条第4項の公告が、本日されたので、同法第116条の規定により下記事務停止区域内の不動産の登記及び登記事項証明書、登記事項要約書、地図等（公図、地積測量図、建物図面）の写しの交付等については、換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和8年3月25日

仙台北法務局古川支局

**事務停止区域** 大崎市田尻字御蔵、小才下、神楽田、太子堂、町尻、牧目前の一部

大崎市田尻桜田高野字下田、上田、西田、中田、道下の一部

大崎市田尻沼部字一里塚、金鑄神、五輪、三代山、手代山、寿崎、上原、上高野前、城ノ内、新花崎、新館角、新穴尻、新五丁谷地、新寺川戸、新清水出、新千刈田、新染谷前、新田中前、新南待、新八幡先前、新百塚、新堀、新堀浦、石橋、泉谷崎、染屋前、大田、中新堀、中島、土部、東田、奈良崎、奈良崎東、二階組、芭良島、白山、八丁目、俵田、木戸前、雷、籠田の一部

大崎市田尻大沢字上平柳の一部

大崎市田尻大嶺字街道下、金田、後田、坂下、獅子、小長崎、清水東、西沼、西谷地、田中、土腐、東沼、薬師、浪打の一部

大崎市田尻通木字稻妻、吉原、原東、御室、山崎、新山崎、新寺下、太平田、中崎東、田中前、道合の一部

大崎市田尻八幡字寺崎、谷地、南沼、北向の一部

大崎市田尻北高城字前田、土手前の一部

大崎市田尻北牧目字牛宿田、原前、原田、鴻巣、新田、新田前、新堀

**事務停止予定期間 令和8年3月25日～令和9年1月29日**